

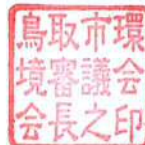
答 申 書

鳥取市環境審議会

令和7年11月27日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市環境審議会
会長 吉永 郁生



一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

令和7年7月24日付発市生第435号で諮問を受けた一般廃棄物処理手数料の見直しについて、本審議会では慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について

現行手数料を据え置く。

（1）適用期間：令和11年3月31日までとする

（2）理 由

令和4年度の環境審議会答申において、可燃物処理施設「リンピアいなば」の本稼働が令和5年度に延期となったことにより、ごみ処理経費の試算は不確定要素を含むものとなるため、現行価格を据え置くことが適当であると意見した。同施設の本稼働開始後の2カ年度（令和5年度、令和6年度）は、人件費や燃料費等の著しい高騰が、ごみ処理経費の主たる増額要因となった。高騰が止まらないごみ処理経費、令和5年度以降のごみ処理手数料収入の減少、物価高に起因する市民生活への影響等を総合的に判断し、現行価格を据え置くことが適当であると考ええる。

2 大型ごみ処理手数料について

現行手数料を据え置く。

（1）適用期間：令和11年3月31日までとする

（2）理 由

令和5年10月に大型ごみ受付センターを一元化し、時期を合わせて大型ごみ処理手数料の一部変更と、オルガン及びサーフボードの2品目が持出禁止となった。本件は、市民に浸透中の段階であるため、現行価格を据え置くことが望ましいと考える。

3 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

現行手数料を据え置く。

(1) 適用期間：令和11年3月31日までとする

(2) 理 由

現在の手数料の水準は適切であり、市民にも定着しているものと考えられる。

4 附帯意見

本市では、人口減少により家庭から排出されるごみの量は年々減少している中で、ごみ処理経費は物価高の影響を受けて右肩上がりである。鳥取市家庭ごみ有料指定袋（可燃ごみ、プラスチックごみの2種類）の価格設定は、ごみ処理経費の1割が算出根拠である。その一方で、家庭ごみ処理手数料収入は長年ごみ処理経費の2割程度を推移してきた。これは、排出量を考慮して適正な規格のごみ袋に詰めて排出する方が多くないという実態も影響していると思われる。令和6年度の決算において手数料収入の割合が2割を下回り、令和7年度の見通しは更なる減少が見込まれた。このことは、従事者の人件費、収集車両の価格、施設の電気料金等のあらゆる支出経費が高騰する中、収入である有料指定袋の価格を制度化した平成19年10月から現在まで据え置いていることに、限界が近付いていると感じている。事務局に対しては、ごみ処理経費がこれ以上増加しないための努力、鳥取市報や公式ウェブサイト、公式ラインなどを活用した広報によるできる限りのごみ減量化につながる住民周知、並びに今後10年、20年先を見据えたごみ収集に関する合理的且つ安定的な方針の検討をお願いする。

審 議 経 過

区 分	日 時・場 所	審 議 内 容
7年度 第2回	令和7年7月24日 13時30分～15時00分 鳥取市役所本庁舎7階 全員協議会室	[諮問] 一般廃棄物処理手数料の見直しについて (1) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（有料指定袋の価格） (2) 大型ごみ処理手数料 (3) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料
第3回	令和7年10月3日 13時30分～15時00分 鳥取市役所本庁舎6階 第7・8会議室	[諮問事項協議] [答申案審議] 一般廃棄物処理手数料の見直しについて